

スポーツ課が行う四日市市後援名義使用及び市長賞交付の承認に関する要領

四日市市スポーツ・国体推進部スポーツ課

(目的)

第1条 この要領は、四日市市以外の団体（以下「団体」という。）の主催するスポーツの振興を目的とした事業（他課の所管に属するものを除く。以下「事業」という。）について、四日市市後援名義の使用及び市長賞の使用の承認を行うことに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 四日市市が、団体の主催する事業の主旨に賛同し、支援する意思を表示することをいう。
- (2) 市長賞 大会において特に優れた成績を残した者に対して団体が交付するものをいう。
- (3) スポーツ活動団体 余暇活動・競技・体力づくりとして行うスポーツ（陸上運動・器械運動・水泳・球技・武道・登山・レクリエーション等をいう。以下同じ。）に取り組む団体をいう。

(適格者)

第3条 後援名義の使用及び市長賞の交付の承認を申請できる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 四日市市内に事務局又は活動拠点を置くスポーツ活動団体
- (2) 四日市市外に事務局又は活動拠点を置くスポーツ活動団体であって、当該申請事業を本市内で実施する団体
- (3) 官公庁等公的機関
- (4) その他スポーツ課において適当と認める団体

(承認基準)

第4条 スポーツ課において後援名義の使用及び市長賞の交付を承認できる事業は、公共性・公益性が高く、不特定多数の市民の参加を呼び掛けるものであると認められる事業であって、次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

- (1) 市民のスポーツの技術・運動能力向上に関する行事
- (2) 本市のスポーツ振興に寄与する行事
- (3) スポーツによる活気あるまちづくりに向けて本市を広く発信する行事

2 前項の規定する基準に該当する行事であっても、政治的行事、宗教的行事、興行など営利を主たる目的とする行事その他スポーツ課において適当でないと認める行事である場合には後援名義の使用及び市長賞の交付を承認しない。

(申請の手続き)

第5条 後援名義の使用及び市長賞の交付の承認を受けようとする団体は、その内容に応じて、別に定める様式により、次の各号に掲げる書類を添付して、原則として事業開始1ヶ月前までに申請書を提出するものとする。

- (1) 主催者である団体の概要がわかるもの
- (2) 当該申請事業（後援名義を使用又は市長賞の交付を予定している事業をいう。以下同じ。）の計画書・開催要領等
- (3) 収支予算書
- (4) その他スポーツ課において必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、過去の承認実績及び入場料・参加料等の徴収の有無等を勘案して、添付書類を省略することができるものとする。

3 当該申請を受理したときは、速やかに審査を行い、承認するか否かを書面で通知するものとする。なお、審査に際しては、必要に応じて追加書類の提出を求めたり、聴取等を行うものとする。

(承認の条件)

第6条 後援名義の使用及び市長賞の交付の承認を行う場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 承認を受けた事業内容等に変更があった場合には、直ちに届け出ること。
- (2) 原則として事業終了後1ヶ月以内に、承認の内容に応じて、別に定める様式により、次に掲げる資料を添付して事業実施報告書を提出すること。
 - ア 当該申請事業の実施概要がわかるもの（開催要項、パンフレット、大会結果等）
 - イ 収支決算書

- (3) その他スポーツ課において必要と認めるもの

(承認の取消)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援名義の使用及び市長賞の交付の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 第5条第1項に規定する申請書及び添付書類並びに前条第2号に規定する事業実施概況報告書及び添付書類に虚偽の記載もしくは申告があったとき。
- (2) 前条に規定する条件を遵守していないと認められるとき。
- (3) 第3条に規定する適格者でなくなったとき。
- (4) 第4条に規定する承認基準を満たさなくなったとき。
- (5) 承認を受けた団体から取消の申出があったとき。
- (6) 承認を受けた団体に、法令違反など社会通念上好ましくない行為があったとき。
- (7) その他承認を取り消すことが適当であるとスポーツ課において認めるとき。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。